

### P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。  
退職金の源泉徴収票

令和7年度税制改正により、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲が見直されました。

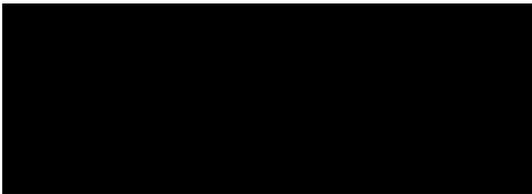
今までは、退職手当等の支払者である会社が、退職所得の源泉徴収票を税務署長と市町村長に提出しなければならなかったのは、受給者（居住者）が“役員”の場合のみとなっていました。それが改正され、“**全ての居住者**”に拡大され、退職金の支払い受ける従業員の場合も提出することが必要となります。これは、**令和8年1月1日以後**に支払う退職手当等に係る源泉徴収票に適用されます。来年から退職金を支払う時は注意してください。

具体的には、改正後は支払者全員について3通(複写など)作成します。「**退職所得の源泉徴収票・特別徴収票**」は、源泉徴収義務者である会社が、居住者である従業員や役員に退職手当等を支給する場合に作成します(所法

226条②、地法328条の14)。国税に係る退職所得の源泉徴収票と、地方税に係る特別徴収票の兼用様式となっています。

今までは、退職手当等の受給者が“法人の役員”の場合、①受給者交付用、②税務署提出用、③市町村提出用の計3通を作成し、それぞれに交付・提出する必要があります。受給者が“法人の役員以外(従業員)”の場合は、②の税務署長への提出、③の市町村長への提出は不要とされていたため、①の受給者交付用のみ作成・交付すればよいことになっていました(旧所規94条②、旧地規2条の5の3①ただし書)。

来年から、退職者がいる場合には気を付けてください。



事務所・P5より・・・

**編集後記** 今年もこれから暑くなるのでしょうね。100年前より年間の平均気温で**1.4度上昇**しているようです。クーラー病にも気を付けなさい。どうぞ、今年も早めに熱中症に気を付ける様にして下さい。

編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)

# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 427

## 令和7年5月1日 二年間の時限措置

今年のゴールデンウィーク(GW)は、最大11日連休だという人もいますが、祝日の並びがあまりよくなく、実質5月3日から6日の4連休だと残念がる人もいます。それでも、行楽地を探して出掛ける人も多く、**ネクソコ中日本**によりますと**10キロ以上の渋滞**が去年と比べて**1.5倍**になると予測しています。

**2022(令和4)年2月24日**のロシアによるウクライナへの領土侵略が始まってから3年以上、ウクライナ人は苦しい生活を強いられています。その後も紛争は各地で発生し世界の武器輸出額は、近年増加傾向にあるそうです。特に米国がシェアを拡大しています。2020~24年には、世界の武器輸出の**43%**を米国が占め、2位のフランスの4倍を超えています(AIによるもの)。

先月、海外ニュースで**2024年**の各国の軍事費が、増加している内容を伝えていました。

データは、**SIPRI**(スウェーデン平和研究所)のもので、本誌**令和5年1月号(399号)**、**令和6年8月号(418号)**の続編です。**SIPRI**については、以前のものを見て貰うとして、昨年引き続き主な国の軍事費の推移を次の表に掲げておきます。

### 軍事費 (Military expenditure) Current US M\$ (142yen/\$)

Country	2022	2023	2024	share of GDP	兆円
USA	861,000	916,000	997,000	3.42%	141.6
China	292,000	296,000	314,000	1.71%	44.6
Japan	47,000	50,000	55,000	1.37%	7.8
S.Korea	46,000	48,000	48,000	2.56%	6.8
Russia	102,000	109,000	149,000	7.05%	21.2
Ukraine	41,000	65,000	65,000	34.48%	9.2
Israel	23,000	27,000	47,000	8.78%	6.7
Germany	56,000	67,000	88,000	1.89%	12.5
UK	64,000	75,000	82,000	2.38%	11.6

軍事費という性格上、公表されていない部分も多々あるようで、中国では、南シナ海諸島の建設支出も含め軍事研究開発の予算編成と支出には透明性が欠けていると報告されています([A New Estimate of China's Military Expenditure 2021](#))。

### 台風の発生件数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2025													0
2024					2	2	6	8	3	4	1		26
2023				1	1	1	3	6	2	2		1	17
2022				2	2	2	5	7	5	1	1		25
2021		1		1	1	2	3	4	4	4	1	1	22
2020					1	1		8	3	6	3	1	23
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29
2017				1		1	8	6	3	3	3	2	27

これから多くなるのでしょうか?

HPリンク⇒

下線部分は元資料にリンクできます。



## 2025年5月の税務・総務予定

### (税務)

#### \*特別農業所得者の承認申請

5月15日(木)

#### \*所得税確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

6月2日(月)

#### \*自動車税種別割納税通知書

神奈川県 5月1日(木)に発送

納期限 6月2日(月)

#### \*固定資産税・都市計画税の第1期分の納付

通常4月～6月中

(藤沢市・6月2日, 東京都・6月30日)

#### \*固定資産課税台帳の縦覧

4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間(地方税法416条)

(通常5月末、藤沢市は4月1日(火)から6月2日(月)まで)

#### \*個人住民税特別徴収税額通知

電子データ受取可 通常まもなく

### (総務他)

#### \*社内清掃と設備点検

#### \*令和7年度労働保険の年度更新

6月2日(月)から7月10日(木)まで

COVID-19 関連のデータはホームページ(HP)に掲載しております。

古い内容ですが3月4日の衆議院の財務委員会の内容を紹介しておきます。

○萩原委員(維新)・・・今回の新たな修正案に関しては、当初案、合計所得2,400万円以下の皆様には一律10万円の基礎控除の引上げであったものが、給与収入200万円相当以下の所得の皆様については、基礎控除額を更に37万円上乘せして85万円に設定し、それ以上の所得の方については、最終的に給与収入850万円相当以下まで段階的に基礎控除額の追加の上乗せを行って850万円超の皆様については特段上乗せを行わないというものでした。これによって、減税額の効果というのは、所得2,400万以下の皆様には2万円から4万円程度となるということです。ただ、この年収200万円相当以下の方への上乗せは恒久的措置、それ以外は二年間の時限的な措置とされました。・・・二年間に限定した趣旨、・・・をお聞かせください。

○後藤(茂)委員 今般の与党修正案で提案している基礎控除の特例のうち、給与収入200万円相当超850万円相当以下の方を対象とする部分については、まさに委員の御指摘のとおり令和7年及び令和8年の措置としております。

これは、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえまして、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から行うものでありまして、デフレからの脱却局面における経済対策としての位置づ

けであることから、期限付の措置といたしております。

また本誌3月号(425号)で取りあげた修正案1の「納税者権利憲章」の法文化については、今回は成立しませんでした。これについては、衆議院の3月4日の附帯決議で、「十三 税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。」とされました。

次は、審議録からの抜粋です。

○矢崎委員・・・納税者権利憲章についてであります。・・・これが新たに修正案では規定をされますけれども、この納税者権利憲章についてこれまで検討してきた経緯はあるのか、お伺いしたいと思います。

○青木政府参考人・・・一般に、納税者の権利義務を分かりやすい言葉で説明し、より多くの納税者に周知しようとする試みというふうに承知しております。

この納税者権利憲章の制定を定める規定につきましては、平成23年税制改正法案に当初盛り込まれておりましたが、その後の与野党の協議を受けまして、当時の与野民主党より政府に対してなされた要請を踏まえ、法案から同規定を削除することとされたということでございます。

○矢崎委員・・・諸外国においてのこの憲章の制定状況を教えてい

ただければと思います。

○青木政府参考人・・・諸外国の状況について網羅的に把握しているわけではございませんが、OECDの報告書によりますと、2022年において納税者権利憲章を制定している国は、OECDに加盟する38か国のうち35か国というふうになっております。・・・

○加藤国務大臣・・・御指摘の納税者権利憲章の制定については、一般に、納税者の権利義務を分かりやすい言葉で説明し、より多くの納税者に周知しようとする試みと承知をしておりますが、我が国では、平成23年度税制改正法案の議論の中で、与野党協議の結果として、憲章の作成措置は見送られたという経緯があります。

重要なことは、形式にかかわらず、実際に納税者の視点に立った利益の保護や利便性の向上に向けた措置を手当てするとともに、その内容をしっかりと説明していくことだと考えております。

**第217回国会衆議院 財務金融委員会第5号令和7年2月25日**

## 2025年5月の予定

SHONAN TAX OFFICE  
(<https://www.shonantax.jp/>)